

奈良県告示第七十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、令和元年七月三日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

令和元年七月十二日

奈良県知事 荒井正吾

漁業権者の名称	住所	免許番号	変更後の遊漁規則の施行日
布目川漁業協同組合	山辺郡山添村大字桐山	奈内共第四十三号 奈内共第四十四号	令和元年七月三日